

本部町教育委員会では、経済的に生活が厳しいために就学が困難な園児児童生徒の保護者に対して、援助費を支給しています。就学援助を受けるには申請が必要です（毎年度必要です）



援助対象となる世帯

- ①生活保護が停止又は廃止になった世帯
- ②令和2年度市町村民税の非課税世帯（※原則）
- ③令和2年度市町村民税の課税世帯で特段の事情がある世帯

申請に必要なもの

- ①申請書
- ②保護者名義の口座番号が確認できるもの（※申請書に記入）
- ③保護者の認印（※申請書に押印）

※新規申請の方や新しい口座で申請する場合は通帳やキャッシュカードの口座情報が記入してある面の写しの提出が必要です。

※申請時点で未申告の世帯員のいる方は判定ができませんので、5月1日以降に本部町住民課で申告が必要となります。

また、1/1時点で本部町に住居を有していない場合は前住所地より課税証明書を取り寄せての追加資料提出が必要です。（申請期限中に申請書は提出していただき、追加の証明書のみ

6/12までに提出をお願いします。）

申請期間

**申請期間：令和2年5月1日（金）～令和2年5月29日（金）**

※土日・祝祭日は除く 9時～12時 13時～17時まで

※結果の通知は7月中旬を予定しています。

※期限を過ぎた場合も受付はしますが、援助認定期間が短くなり支給額が異なることとなります。また、申請は毎年必要になります。

提出場所

本部町教育委員会（本部町役場2F）

援助内容

【小中学生】

- ①新入学用品（新小学校1年生・中学校1年生対象）※前年度認定の方は3月に支給済
- ②学用品費
- ③修学旅行費
- ④学校給食費
- ⑤医療費の一部補助

※医療費：学校保健安全法で指定された学校病（中耳炎・結膜炎・虫歯等）が対象。在籍する学校で治療カードをもらってから、病院の窓口に出してください。保健医療診療の自己負担分が援助されます。

【幼稚園児】

- ①新入学用品 ※来年度1年生の児童に関して新入学用品はR3.3月に支給となります
- ②給食費

前年度就学援助を受けていて、引き続き援助を希望される方は、毎年申請が必要です。

お問い合わせ 教育委員会 学校教育班 0980-47-2206